

議第9号

高山市介護保険条例の一部を改正する条例について

高山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市介護保険条例の一部を改正する条例

高山市介護保険条例（平成16年高山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 （介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置） 第6条 （略）</p>	<p>附 則 （介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置） 第6条 （略）</p> <p><u>（平成29年度における保険料率の特例）</u></p> <p>第7条 <u>平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令附則第20条第1項第1号に掲げる者</u> <u>32,760円</u></p> <p>(2) <u>令附則第20条第1項第2号に掲げる者</u> <u>45,840円</u></p> <p>(3) <u>令附則第20条第1項第3号に掲げる者</u> <u>49,080円</u></p> <p>(4) <u>令附則第20条第1項第4号に掲げる者</u> <u>58,920円</u></p> <p>(5) <u>令附則第20条第1項第5号に掲げる者</u> <u>65,400円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>75,240円</u></p> <p>ア <u>地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から</u></p>

令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,320円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 91,560円

ア 合計所得金額が190万円以上250万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項

第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 117, 720円

ア 合計所得金額が250万円以上375万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 124, 320円

ア 合計所得金額が375万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 130, 800円

ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額

を適用されたならば保護を必要としない
状態となるもの（令附則第20条第1項
第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は
次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 137,400円

ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 150,480円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,520円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。